

喫煙による健康被害を防ぐための社会環境づくりに
向けた学習活動の開発：
知識を活用する学習活動を取り入れた指導方法の工
夫

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学教育学部 公開日: 2012-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤田, 信一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006501

喫煙による健康被害を防ぐための社会環境づくりに向けた学習活動の開発

～ 知識を活用する学習活動を取り入れた指導方法の工夫 ～

A development of teaching and learning about "Production of social environment for human health"

赤田信一

Shinichi AKADA

(平成23年10月6日受理)

はじめに

本稿は高校学校保健体育科の科目「保健」の内容である『(1) 現代社会と健康』における「ア 健康の考え方」;「(エ) 健康に関する環境づくり」についての授業に関する学習活動の開発研究である。

さて、新学習指導要領における「現代社会と健康」に関する授業では、日本の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためにヘルスプロモーションの考え方を生かした健康に関する個人の適切な意志決定や行動選択が重要であることを理解させるとともに、健康的な社会環境づくりなどを行うことが重要であることを理解させることが求められている。高等学校学習指導要領解説（保健体育編）の内容にも次のことが記載されるなかで、これに準じた高等学校での保健学習の実践が期待されている。

ア 健康の考え方

(エ) 健康に関する環境づくり

ヘルスプロモーションの考え方に基づき、健康を保持増進するには、環境づくりが重要であることを理解できるようにする。その際、健康を保持増進するための環境には、自然環境、及び政策や制度、地域活動などの様々な社会環境があることを理解できるようにする。また、一人一人が健康に関心をもち、健康に関する適切な環境づくりにかかわっていくことが必要であることにも触れるようにする。

また、高等学校学習指導要領解説（保健体育編）の「4 内容の取扱い」には、学習を展開する上での次のような留意点が記載され、これに準じた配慮が求められている。

(8) は、「保健」の指導に当たっては、知識の習得を重視した上で、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していくことを示したものである。指導に当たっては、ディスカッション、ブレーンストーミング、ロールプレイング（役割演技法）、心肺蘇生法などの実習や実験、課題学習などを取り入れること、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員などの専門性を有する教職員等の参加・協力を推進することなど多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものである。

このように新学習指導要領では、「ヘルスプロモーション」、「環境づくりにかかわることの重要性の理解」、「知識を活用する学習活動の推進」といったキーワードの中で、これまでの学習指導要領の内容からはさらに一步踏み込んだ学習の深まりを期待されており、これらを踏まえた授業開発の実践的研究が、今後はますます求められるであろう。

そこで本稿では、今後の「(1) 現代社会と健康」における授業実践の発展を願いつつ、時代のニーズに対応しながら当該授業における「健康に関する適切な環境づくりの必要性に関する知識を活用する学習活動」の開発を試み、その実践の報告を行うものである。

「環境づくり」に関する対象は、「(1) 現代社会と健康」、「イ 健康の保持増進と疾病の予防」の中から、「喫煙による健康課題を防止する」という内容における『受動喫煙を防止するための環境づくり』とし、その学習活動の開発を目指した。この学習活動の事例が、今後の「(1) 現代社会と健康」における授業実践の発展の一助となれば幸いである。

なお、今回の「健康に関する環境づくり」の学習者は大学生であり、その対象となる場所は大学生の生活圏である大学敷地内である。この大学生の取り組みの中から、高等学校での授業実践への応用可能な学習活動を提案するものである。

II 「健康に関する環境づくり」の学習を学校敷地内の喫煙対策の推進と関連させながら行うことの価値

ヘルスプロモーションの考え方に基づきながらの学習の展開が期待されるこの「健康に関する環境づくり」の授業では、その「環境づくり」というものが、まずもって「社会性」を持ったものであるという認識が必要となると思われる。つまり、それは社会的な「政策」や「制度」の策定・施行であり、この政策や制度の策定・施行こそが、健康に関する環境づくりにおいて重要な意味を持つということの理解が、学習の中で求められていくということである。そしてその理解を深めるためには、例えば、『どの程度の処罰規定のある政策・制度が「健康に関する環境づくり」として有効なのか』、『誰を対象とした政策・制度を作れば「健康に関する環境づくり」として有効なのか』、『その政策・制度をどのようなプロセス・議論を経て成立させていけば「健康に関する環境づくり」として有効なのか』、『その政策・制度によって生じる社会的な転換をどのように低減させていくことが「健康に関する環境づくり」を目指す上で有効なのか』、『どのような手続きを踏めば、その転換の発生を未然に防ぐことが出来るのか』等、まさに人ととの社会的な関係性における問題に目を向けながら学習し考察することが必要になってくるということである。「健康に関する環境づくり」とは、ともすれば、人体への悪影響に関する科学的知見を提起するだけで実現するものと考えられがちだがそうではない。単純化して述べれば、「教室の空気がよどんだ時は窓を開けて換気をすれば健康的な環境が保持される。だからまめな換気が大切だ。」といった一般論の主張だけでは、この換気といういたって単純な取り組みでさえ継続的に実施される保障はなく、その教室を共用する「寒いから窓を開けないで」という人の意見や、「換気は良いことだけど、面倒だから回数を減らすべきだ」という意見、または、「本当に換気をするのであれば、もっと本格的に部屋の両面の窓やドアを開けるべきだ」という意見、「そもそも計画的な換気に意味があるの？ 休み時間にドアから出入りする人の動きで換気は十分。」という意見等、様々な意見が混在する社会の中で、どのようなプロセスで、どのような科学的な知見のもとに、どのような議論を経て、どのような

換気の方法をどの場で決定し実行していくかといった、まさに社会的な議論を踏まえなければ、換気といういたって単純な取り組みでさえ実施・継続されないのである。積極的な社会的取り組みがあって、「健康に関する環境づくり」は実現化され、そして我々は健康的な環境を享受できるということを授業の中で理解される必要があるだろう。

総じて、「換気」という一般的な健康対策でさえ、そこには単に「教室の空気が入れ替わる」といった物理的な状況があるだけでなく、人間同士の関係性を踏まえた、提案・議論・決定・実行等といった社会的な取り組み・人ととのまじわりがあって、初めてその健康対策が成り立っているのである。

そこで、この社会的な取り組みの中でこそ健康に関する環境づくりが推進させていることを理解するための学習の題材として推奨したいものが、「学校敷地内の喫煙対策」である。

学校敷地内の喫煙対策においては、文部科学省や厚生労働省また各県の教育委員会通知などにより、「学校敷地内の禁煙化」が示されている。しかし、学校内での喫煙行為を処罰の対象としている一部の地域を除いては、「原則禁煙」や「努力義務」といった曖昧な規定に影響を受けるなかで、「学校の敷地内のどこかが事実上の喫煙場所になっている」という状況にある学校も少なくない。

生徒への受動喫煙の防止の観点からも、学校敷地内の完全禁煙化の実現は「健康に関する環境づくり」の観点からも重要なことであろう。そして、現在の学校の現状は、生徒にとって改善すべき社会環境が、生徒にとって身近な場所（学校）にあることを意味する。

学習の題材を、その学習者の身近なところに求めるることは、スムーズな学習の展開においても重要なことであり、その意味からも、学校敷地内の禁煙化の対策を、「健康に関する環境づくり」の学習において扱うことは非常に有効であると思われる。また、学校という一つの社会集団があらかじめ存在していることから、環境づくりに対する活発な議論を展開する素地は準備されており、加えて、年度ごとの段階的な対策の実施（環境づくり）を経年的に生徒が観察できることから、その時々の環境づくりの実効性を当事者として実感することができ、その感覚をもとに現行の対策の不備等を見出し、その不備を解決・改善するための新たな環境づくりの取り組みが実施可能となる。同時に、「教育施設、病院や公共施設では禁煙化すべきである」といった世論の高まりや、WHOによる「たばこ規制枠組み条約」への日本の批准といった国際的な喫煙対策の強化の動向が後押しとなり、今度の学校の喫煙対策は進むことはあっても後退することはないといった社会情勢の中、学校敷地内の禁煙化への取り組みは、その成果がでやすい状況・成功しやすい状況にあると言える。

つまり、学校敷地内の禁煙化への取り組みは、継続的で発展的な学習を展開するための可能性を秘めていて、しかも、その環境づくりによって実際に健康的な環境を享受（＝受動喫煙の防止）でき、加えて、目的達成しやすい、成功体験を得やすいといった、非常に良い条件が整っている学習活動の題材であるといえる。

ここに、「健康に関する環境づくり」の学習を学校敷地内の喫煙対策の推進と関連させながら行うことの価値が見出されるのである。

III 健康に関する環境づくりに向けた学習活動の開発

健康に関する環境づくりについての学習を深めるための「知識を活用する学習活動」の事例を以下に紹介する。ここでの学習活動とは、それまでに学んだ喫煙の害に関する知識をもとに、「学校敷地内の禁煙化」の重要性を踏まえそのための対策推進や環境づくりを図る学習となる。

なお、対策推進や環境づくりの取り組みにおいては、その時点の問題点の把握が必要であり、同時に、どの程度の対策の推進を目指すのかといった到達目標の設定も必要となる。

以下に事例を示すにあたっては、年度ごとに多少異なっている取り組みでもあるので、年度ごとに違う環境的な課題・問題点についてまず示しことし（1）それまでの状況）、それを踏まえ、どこに目標設定を定め（2）健康に関する環境づくりに向けた目標設定）、どのような方法で健康に関する環境づくりを展開したのか（3）方法）、について記載していった。

これらの事例は、国内の某大学における健康に関する環境づくりの取り組みであり、学習者は大学3年生を主体とする集団である。高等学校とは違う大学を対象とした取り組みではあるが、「健康に関する環境づくり」という共通性のなかにおいて事例を紹介させていただくなかで、今後の高等学校における同内容の授業開発にとって一助となることがあれば幸いである。

1 事例1 「エリアを限定した屋内喫煙所の撤去を実現させる制度の制定」を求める学習活動

1) それまでの状況

校舎の屋内で喫煙が行われており、受動喫煙による健康被害が発生している状況。

2) 健康に関する環境づくりに向けた目標設定

受動喫煙による健康被害の大きさとそれを防止するための方法論についての知識をもとに、「屋内の喫煙行為を禁止する学校内のルール」の制定を目指した。ただ、反発の大きさを勘案し、広い学内のすべての校舎の禁煙化を求めるのではなく、あるひとつの校舎の禁煙化を求めるにした。ただ、その校舎は最も人通りの多い校舎・場所から選ぶものとし、その校舎・場所の禁煙化を、今後の禁煙化対策推進のためのひとつのシンボル的な場所、アピールする場所となるようにした。

3) 方法

受動喫煙の被害が発生している状況を調査し、その結果を踏まえ、健康に関する環境づくりとしてのその校舎・場所の禁煙化を求める要望書を、施設管理者へ提出・議論した（右写真）。

要望書の内容とその添付資料の内容は以下の通りである。



（要望書を提出し施設管理担当者と制度制定のための議論を進める学生）

要望書

施設管理者殿

学生氏名 複数名

屋内の喫煙所の撤去について

私たちはたばこの副流煙による非喫煙者の健康被害をなくしてもらうため、教育学部内における屋内の喫煙所の撤去をすべきだと考えています。理由は以下の通りです。(詳細は別紙資料)

1. 副流煙の健康被害はきわめて大きいものにも関わらず、現在の屋内の喫煙所の設置場所では、非喫煙者は否応なくその副流煙を吸わされている状況にあること。(資料写真)
2. 厚生省公衆衛生審議会の「たばこ行動計画検討会」は報告書の中で、「4. たばこ対策の具体的な内容」として、分煙対策(受動喫煙の影響の排除、減少対策)を求めている。そしてその中で、学校を含む公共の場では、利用者に対する公衆衛生、教育上の格段の配慮が必要とされることから、禁煙原則に立脚した対策の必要性が述べていること。なお、対策の実施は施設管理者に求めている。

またWHOはタバコ対策スローガンとして、「Second-hand smoke kills. Let's clear the air.」(他人の煙が命をけざる 受動喫煙をなくそう)」を掲げ受動喫煙の害を防ぐ対策を急ぐよう警鐘を鳴らしています。

以上から、私たちは将来有望な学生の健康を守るためにも教育学部屋内の喫煙所の撤去し、それを屋外に移す対策が必要であると考えているのですが、●●大学教育学部側は、現在、具体的にどのような受動喫煙(副流煙)対策に取り組んでいますか。また、今後●●大学教育学部側はどのようなスケジュールで受動喫煙(副流煙)対策に取り組んでいく考えでしょうか。加えて、非喫煙者の健康を守ることについて、どのように考えているのでしょうか。

以上を踏まえた、●●大学教育学部側の受動喫煙(副流煙)対策の今後の展望と、今後教育学部内の屋内の喫煙所を撤去する意向があるかどうかについて、お考えをお聞かせください。

< 提出資料 >

現在の●●大学教育学部内での「喫煙所」は、屋内の廊下脇に設置されたいわゆる「開放型」の喫煙所でありその場を通らざるを得ない非喫煙者への「受動喫煙」による健康被害が懸念されます。

厚生労働省また文部科学省は、学校や公共の場においては「禁煙原則」に立脚した分煙対策を施設管理者に求めており、この「分煙対策」は、

1. 屋内の空間を全面的に禁煙とする方法、 または、
2. たばこの煙が完全に流れ出ない状況が可能となる屋内空間を設置しその場を喫煙所とする方法、 となっています。

後者の2.の対策は相手が「煙」という特性上、屋内での分煙はきわめて困難かつ費用がかかるため、前者の1.の対策が「禁煙原則」に立脚した「分煙対策」の主流となっています。つまり、「屋内の喫煙所を廃止」し喫煙は他者に迷惑がかからない「屋外」で行うよう指導するという対策です。

私たちも、現在ある屋内の喫煙所の廃止が、教育機関における当然の対策と考えています。以下のものは、現在の屋内喫煙所の状況写真です。



●喫煙する学生はここでたばこを吸っており
この辺りは、タバコの煙でいっぱいになる。



●廊下脇にある喫煙所。多くの学生がここを
通る。

- 現在、非喫煙者の学生は、否応なくタバコの害(受動喫煙の害)にさらされる。この状況を改善し、「禁煙原則」に立脚した分煙対策を進めることは、いまある屋内の喫煙所を廃止し、喫煙所を屋外に移す必要があると考える。



4) 成果

要望書の提出が平成14年の7月であったが、同年10月に施設管理者名において、この場所の禁煙化が決定・通知された。これで屋内の喫煙所はなくなることになった。とはいえ、屋外の喫煙場所が新規に指定されることになり、学校敷地内の全てが禁煙化されるというわけにはならなかったが、今回の目指した健康に関する環境づくりの到達目標には達することが出来たといえよう。スマールステップとしての成功を収めることが出来た。学生も、今回の成功例から、現行の問題点に対し勇気をもって意見を述べていくこと、そして小さなステップであっても健康に関する環境づくりを進めていくことの大切さ・価値を学んでいった。

2 事例2 「学校敷地内の完全禁煙化を実現させる制度の制定」を求める学習活動

1) それまでの状況

事例1以外の校舎の屋内で喫煙が行われており、また屋外での喫煙、また歩きタバコによっても受動喫煙による健康被害が発生している状況。同時に、事例1での学習活動により実現した状況が1年余り維持されるなかで、「屋内禁煙化」という環境、またその価値・意義が、多くの人々に認知されてきた状況であった。また、国の定める「健康増進法（受動喫煙の防止の内容が示されている）」の施行の時期を向かえた状況でもあった。

加えて、その環境のもとに生活している学生の認識において、「限られたエリアでの禁煙化であっても、人々の環境への意識を少しずつでも変えることが出来る」、「昨年に引き続き継続的発展的に禁煙化のエリアを広げていく活動を行うことが、健康に関する環境づくりの推進において大切である」という思いが高まっている状況であった。

2) 健康に関する環境づくりに向けた目標設定

受動喫煙による健康被害の大きさとそれを防止するための方法論についての知識、また、継続性発展性をもった環境づくりの活動が有効であるとする認識をもとに、「学校敷地内を完全禁煙化とする学校内のルール」の制定を目指した。ただ、反発の大きさを踏まえ、広い学内のすべての敷地内（屋内と屋外）の禁煙化が実現されなくとも、全ての校舎の「屋内」の禁煙化が実現されれば良しとし、対策の不足部分は次年度以降の活動によって、解決を図るものとした。ただ、最初から低い目標設定のもとでの活動を推進するのではなく、あくまでも高い目標（学校敷地内の屋内・屋外すべての禁煙化）を掲げ、活動を推進するものとした。

3) 方法

受動喫煙の被害が発生している状況を調査し、その結果を踏まえ、健康に関する環境づくりとしてのその屋内施設の禁煙化を求める要望書を施設管理者へ提出した（右写真）。提出は、学校に設置されている投書箱（オピニオンボックス）経由とした。要望書の内容とその添付資料の内容は以下の通りである。



(要望書を提出する学生)

要望書

施設管理者殿

学生氏名 複数名

「●●大学敷地内における喫煙所の撤去」ならびに
 「受動喫煙防止のために●●大学敷地内すべてを禁煙エリアとすること」についての要望書

拝啓 時下、ますますご清祥にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さてこの度、平成15年度5月から「健康増進法」が施行されました。その法律の中の第二節(第二十五條)に「受動喫煙の防止」についての規定があります。それに基づき、私たちは学内においてたばこの副流煙による非喫煙者の健康被害をなくすべきだと考えております。学内で特に問題と思われる場所は以下の4つです(写真別紙)。

共通教育A・B棟の屋内とその出入口の喫煙所

教育学部B棟ピロティと渡り廊下の喫煙所

学生食堂出入口付近の喫煙所

換気の悪い廊下に面した研究室や実験室

上記での喫煙行為の現状は大変ひどいもので、その場所での受動喫煙の防止を完全なものにするためには、その場所の喫煙所の撤去、ならびにその場所での喫煙行為の禁止が不可欠なものであると私たちは考えます。加えて、学生の受動喫煙の防止を完全なものとするため、学内全てを「禁煙エリア」に設定し、学内での喫煙行為を完全に禁止すべきだと考えており、このような要望書を提出させていただいております。要望内容の理由・根拠につきましては、次ページに記しております。

ぜひ、「健康増進法」に記された施設管理者の義務を果たしてください。もし学生の声に耳を傾けて頂けましたら、この要望書の内容につき、具体的な回答を頂ければと思っております。

また別紙の質問について、明確にご回答して頂いたものを、公表して頂ければ幸いです。よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

< 提出資料 >

～要望の理由・根拠～

副流煙の健康被害はきわめて大きいものにも関わらず、現在、学内の喫煙所の設置場所では、非喫煙者は否応なくその副流煙を吸わされている状況にあること。(以下写真)



●教室の出口付近に喫煙場所・灰皿が用意されており、そこを通る学生は教室を出入りする度、受動喫煙の被害を受けている。極めて劣悪な屋内環境である。



●屋外の人の通りが激しい箇所、連絡用の掲示物が貼られそれを不特定多数の人が見に来る箇所、また渡り廊下のドア付近で喫煙が行われており、その付近を通る学生は受動喫煙の被害を受けている。極めて劣悪な屋外環境である。

- ・「健康増進法」の中で、「第二節 受動喫煙の防止」がある。そこに、受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう、と明確に定義されている。今の学内の現状では、受動喫煙を防止するために必要な措置を怠っていると思われる場所がある（写真資料）。なお、対策の実施は施設管理者に求められている。
- ・屋内に「空気清浄機」や「吸煙器」を設置したり、喫煙所を屋外に設置したりしても、それはほとんどたばこ対策の意味をなさず、受動喫煙の害は防げないこと。
- ・また喫煙所は、受動喫煙の心配のないよう撤去・移設すべきである。
- ・WHOはタバコ対策スローガンとして、「Second-hand smoke kills. Let's clear the air.」（他人の煙が命をけざる 受動喫煙をなくそう）」、を掲げ受動喫煙の害を防ぐ対策を急ぐよう警鐘を鳴らしていること。

以上から、私たちは将来有望な学生の健康を守るためにも学内の喫煙所を撤去すると同時に禁煙エリア拡大の対策が必要であると考えています。学内における賢明な煙草対策を進めていただきたいことを切望しております。

以上

4) 成果

要望書の提出が平成15年の6月であったが、同月に施設管理担当課において、全ての校舎の屋内の全面禁煙化が決定・通知された。これで広いエリアの屋内の喫煙所はなくなることになった。とはいっても、屋外の喫煙場所が新規に指定されることになり、学校敷地内の全てが禁煙化されるというわけにはならなかった。しかし、今回の目指した健康に関する環境づくりの到達目標には達することが出来たといえよう。スマールステップとしての成功を収めることが出来た。なお、事例2の学習活動では、「喫煙の害について学んだ知識を健康的な環境づくりに活用する」という事例1と同様の取り組みであったが、事例1との違いは、その環境づくりの取り組みのなかで、「相手側との議論」の場を設けられなかつたということである。その意味では、事例2では「要望書の作成・提出」という活動によって、ある程度の目標が達成されたといえる。これは、要望書の質（出来栄え）がよければ、それだけでも要望が通っていく可能性があるということであり、確かに今回の要望書では、受動喫煙の決定的な実態・証拠が写真として示されており、そのことが今回の活動に環境改善の力を与えたのであろう。一方で、「相手側との議論」の場はなかったということで、今回の環境改善の内容が、相手側だけの発想での改善内容にとどまってしまったともいえる。というのも、今回の学生の主張は、「学校敷地内（屋内・屋外）の全てのエリアの禁煙化」であったが、相手側である施設管理者サイドの決定は、「屋内の禁煙化」という、要望の内容に対しては規模が縮小された形での環境対策となつた。規模の縮小はあらかじめ予想しながらの今回の活動ではあったが、「相手側との議論」という取り組みを実施せず、ある意味「手抜き」をして書面だけを提出するにとどまったく活動の限界性を、今回の学習活動で学生は学ぶことができた。「環境づくりに関する対策を検討し決定するその議論の場に身を置くことの大切さ」について学べたことも、今回の学習の成果といえよう。

3 事例3 「屋外の指定された場所以外では喫煙をしないというルールを遵守させる制度の制定」を求める学習活動

1) それまでの状況

事例2を踏まえ、学校敷地内のすべての校舎での屋内喫煙が禁止された状況。その一方で、屋外の数か所に「指定喫煙所」が設けられたものの、喫煙者をその「指定喫煙所」へ誘導・

集中させる対策が取られておらず、「屋外であれば、どこでタバコを吸っても構わないだろう」という雰囲気のもと、学校敷地内の屋外のいたるところが「にわか喫煙所化」してしまっている状況。結果的に多くの学生が利用する屋外通路・広場・建物出入り口付近での喫煙が行われ、その場所での受動喫煙による健康被害が発生している状況。同時に、事例2での学習活動により実現した状況が1年余り維持されるなかで、「禁煙化」(この時は屋内に限るが)という環境、またその価値・意義が、多くの人々に認知されてきた状況であった。

加えて、その環境のもとに生活している学生の認識において、「昨年に引き続き継続的発展的に禁煙化のエリアを広げていく活動を行うことが、健康に関する環境づくりの推進において大切である」という思い、また、上級生の学習活動によって実現した環境改善の価値を尊重しつつも、それによって生じてしまった新たな健康課題（屋外での受動喫煙の広がり）を認識し、それを改善していくことが、対策を衰退させることなく、さらなる健康に関する環境づくりを推進していくことにおいて大切である」という思いが高まっている状況であった。

2) 健康に関する環境づくりに向けた目標設定

受動喫煙による健康被害の大きさとそれを防止するための方法論についての知識、また、継続性発展性をもった環境づくりの活動が有効であるとする認識をもとに、「学校敷地内を完全禁煙化とする学校内のルール」の制定を目指した。ただ、反発の大きさを勘案し、広い学内のすべての敷地内（屋外）の禁煙化を求めるのではなく、あるひとつの学部（校舎群）の屋外の完全禁煙化を求めるにした。ただ、今回は「ある学部（校舎群）の敷地内（屋外）の完全禁煙化」を求めつつも、その前段階のスマールステップとして、「屋外のいたるところで行われている喫煙行為を、現行で定められている喫煙所で行わせる制度づくり」を目指すものとした。一言でいえば「喫煙は喫煙所で行われる」という社会環境づくりである。完全禁煙化にはいたらない対策の不足部分は次年度以降の活動によって、解決を図るものとした。ただ、最初から低い目標設定のもとの活動を推進するのではなく、あくまでも高い目標（学校敷地内のすべての禁煙化）を掲げ、活動を推進するものとした。

3) 方法

対象エリアの屋外での受動喫煙の被害が発生している状況を調査し、その結果を踏まえ、「健康に関する環境づくり」としてのその屋外施設の禁煙化を求める要望書を施設管理者へ提出した。この時、事例1や事例2のように、受動喫煙の被害が発生している現場の写真を資料添付するだけではなく、「タバコの吸い殻」に着目し、それが屋外のいたるところに「ポイ捨て」されている現状を調査報告する中で、間接的に受動喫煙の発生の状況を示すものとした。また吸い殻のポイ捨ての現状は、「喫煙は喫煙所で行われるべきもの」という社会的常識が欠如していることを如実に表すものであり、道徳的・倫理的また火災防止のための安全対策上の問題からも、特に人を育てる学校という教育施設においては無視できない大きな問題である。今回の健康に関する環境づくりの学習活動では、この「無視できない問題」にターゲットを絞る形で目標の達成を目指した。作成・提出した要望書の内容とその添付資料の内容は以下の通りである。

要望書

(学部)施設管理者殿

学生氏名 様複数名

教育学部内における「受動喫煙防止対策の不備についての実態報告」と
「教育学部敷地内の完全禁煙化の早期実施願い」について

拝啓 陽春の候、先生方におかれましてはますますご清祥にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、平成 15 年 4 月に施行された健康増進法には、学校等の施設管理者に「受動喫煙の防止義務」が課せられ、静岡県教育委員会の教育長ならびに県内公立の幼・養護・小学校・中学校・高等学校の全ての校長は、学校敷地内を「完全禁煙化」とし、学校での「受動喫煙」を完全に防止する対策を講じていることは周知の通りであります。

しかしながら、私が毎日通うこの●●大学教育学部では、いまだに複数の大学関係者が指定場所以外のいたるところで喫煙をしており、教育学部の受動喫煙の防止対策に不備が生じているこの状況は、極めて緊急性の高い改善課題であると私は認識しております。

先日私は、対策の不備を実証するために、現在の喫煙所以外の場所において、ポイ捨てされているタバコの吸殻を拾い集めてみました。4 月 8 日には 118 本、4 月 15 日には 121 本、4 月 22 日には 262 本という 2 週間で 501 本の大量の吸殻が回収されました(資料)。実際には、もっと多くのタバコが吸われていることはキャンパス内を歩けば一目瞭然であり、屋外の通路やピロティーにおいて、一日一度は他人の吸うタバコの煙にさらされている状況が続いています。

正当に授業料を納めている者として申し上げます。大学で学んでいる私のような一般の学生が、受動喫煙の害を受けず、健康で安全で安心してキャンパスライフを過ごせるように、実のある「受動喫煙防止対策」を実施していただくよう切望いたします。その際の実効性のある対策として、以下の対策を早急に実施していただけけることを願います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
敬具

1) 教育学部敷地内完全禁煙化 「理由: 現在のように単に喫煙所を設けるという対策では、時間の経過とともに結局喫煙者は喫煙所以外の場所でタバコを吸うようになり、受動喫煙の防止が不徹底となるため。ポイ捨ての実態がその証。」

2) 喫煙してはいけない場所で喫煙した者に対しては、大学教員から警告を発し、複数回警告を受けた者には学部長名での懲戒処分を科す。

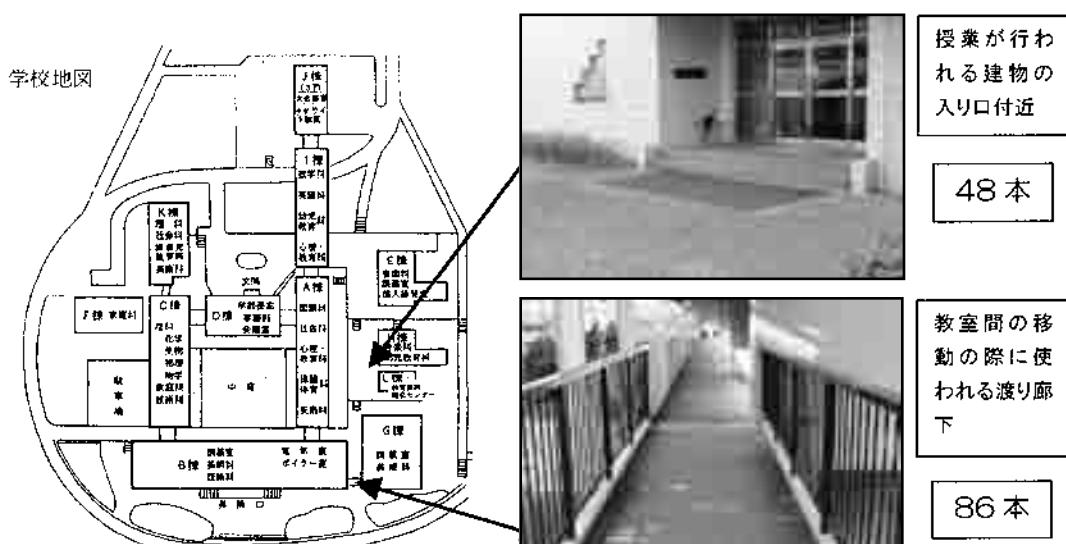
「理由: 現在、学内で交通ルール違反(不許可乗り入れ、駐車違反など)をした者は相応の処分を受けます。タバコの煙で他人の健康に害を与えた場合も、これに準ずることは不自然ではありません。」

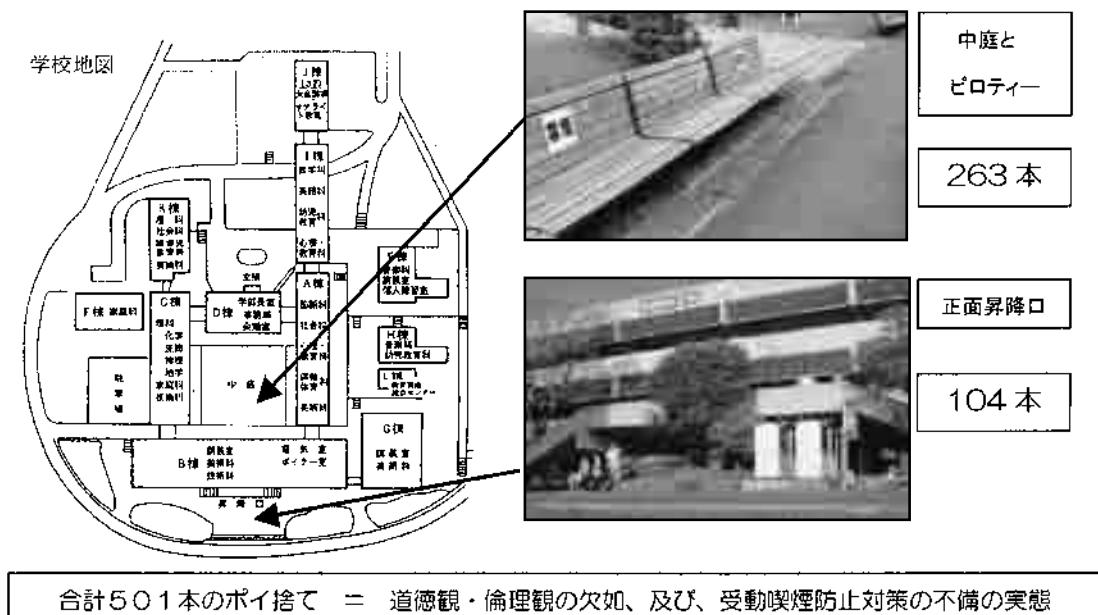
以上

< 提出資料 >

~受動喫煙防止対策の不備についての実態報告~

「タバコのポイ捨ての実態 (4/8~4/22 の間にポイ捨てされたタバコの吸殻の本数)」





4) 成果

要望書の提出が平成17年の4月であった。この後の施設管理者（担当課）の対応は、要望書のトップタイトルである「教育学部敷地内の完全禁煙化」を実現させるというものではなかったが、要望書の2つめの要望である「喫煙してはいけない場所で喫煙した者に対しては、大学教員から警告を発し、複数回警告を受けた者には学部長名での懲戒処分を科す」という内容に応じた対策を講ずるというものであった。具体的には学生の安全・衛生管理の責任を持つ教員が校内（屋内・屋外）を巡回・パトロールし、指定場所以外での喫煙行為をする者に対して注意・勧告を行うというものである。対象者に対する「注意書」も作られ、氏名や所属を記録するなかで複数回の注意を受けた者は、担当課へ出向くことが求められ、担当課ならびに指導教員（担任の教員）から厳重注意を受けるという対策が講じられた。これにより、これまで、見て見ぬふりをされていた指定場所以外での喫煙をしている喫煙者が、巡回・パトロールの教員より積極的に注意を受けることとなり、指定場所以外での喫煙行為が劇的に減少していった。

この対策が講じられた以降に、実際に「厳重注意」を受けるまでの者は出てこなかったが、このことは、「喫煙者は喫煙所で喫煙をする」というある意味当たり前のことが徹底されたことを示すものであろう。

この事例3での環境づくりの取り組みは、一言でいえば「喫煙は喫煙所で」ということを徹底させる対策の制定を求める取り組みでもあった。その中では「喫煙が喫煙所でなされていな現状」が「吸い殻ひろい」というフィールドワークで証明され、その事実の重みが、今回の対策の制定につながったといえよう。事例1事例2でみえた相手側との議論の大切さや、要望書の質の大切さは、環境づくりのための重要な活動であることは間違いないが、今回のように、現実の課題を暴露するために2週間で500本余りの吸い殻を拾い続けたこと、つまり「汚れ作業もおしまず体を使って汗を流すこと」も、健康に関する環境づくりの非常に重要な活動に成り得ることを学生が理解できたことが、今回の学習活動の成果ともいえよう。

4 事例4 「受動喫煙の被害が発生している屋外の喫煙所の撤去あるいは移設」を求める学習活動

1) それまでの状況

事例3を踏まえ、学校敷地内の喫煙は屋外の指定された喫煙所で行われている状況。それにより喫煙者が喫煙所に集中し、結果的にその付近にはかなりの量のタバコの煙が漂うことになった。この喫煙場所は屋外ではあるが、屋内施設の出入り口付近にあり、また屋外通路に面していて人の動線に重なる場所にある。これは事例4の活動の約6年前に、屋内の喫煙所を無くし屋外へ移設する際に、「あまり不便なところでは困る」といった声から、出入り口付近という「便利」な場所に設置された経緯がある。その当初から危惧させていたことはあったが、事例3の取り組みなどによる喫煙者の喫煙所への集中により、この付近での受動喫煙の発生の被害がより一層顕在化した状況であった。

同時に、事例3での学習活動により実現した状況が5年余り維持されるなかで、「喫煙は受動喫煙の被害が発生しない場所で行われる行為」(= 喫煙は喫煙場所で)という認識、またその価値・意義が、多くの人々に浸透してきた状況であった。そうした中において、現在の「受動喫煙の被害を発生させてしまっている喫煙所」に対する問題意識が多くの人の中で高まってきた状況でもあった。

加えて、上級生の学習活動によって実現した環境改善の価値を尊重しつつ、ここにきて顕在化してきた新たな問題の解決をめざした環境改善のための活動の推進が大切であるという思いが、学習者に高まってきた状況でもあった。

2) 健康に関する環境づくりに向けた目標設定

受動喫煙による健康被害の大きさとそれを防止するための方法論についての知識、また、継続性発展性をもった環境づくりの活動が有効であるとする認識をもとに、「受動喫煙の被害が発生している屋外の喫煙所の撤去・移設」が施設管理者によって決定されることを目指した。可能であるのなら、現行の喫煙所を撤去することで、学校敷地内の完全な禁煙化が実現されることも目指した。ただ、反発の大きさを勘案し、「喫煙所の撤去」のキーワードを環境づくりの活動の前面に出すのではなく、現行の喫煙所を建物出入り口や人の動線から遠ざかった(受動喫煙が発生しない)場所に移設するという形のなかで、実質的な学校敷地内の完全禁煙化を目標とした。

3) 方法

現行の喫煙所での受動喫煙の被害が発生している状況を調査し、その結果を踏まえ、健康に関する環境づくりとしての「喫煙所の撤去あるいは移設」を求める要望書を施設管理者へ提出した。(右写真)。提出は、学校に設置されている投書箱(オピニオンボックス)経由とした。

要望書の内容とその添付資料の内容は以下の通りである。



(要望書を提出する学生)

要望書
(学部)施設管理者殿 学生氏名 複数名

●●大学教育学部内の喫煙所の撤去あるいは移設についての要望書

タバコの副流煙による健康被害の甚大さは厚生労働省からも指摘されている通りであります。現行の●●大学教育学部内の喫煙所の設置場所では、その近辺を歩行する学生が否応なくそのタバコの副流煙を吸わされている状況にあります。つまり、受動喫煙の被害を受けている状況にあるのです。

現行の教育学部内喫煙所は非喫煙者の受動喫煙を防ぐことができていなく、「健康増進法」(学校における受動喫煙の防止)の観点から見ても不適切な場所にあると言わざるを得ません。

よって私たちは、受動喫煙の防止のために、現行の●●大学教育学部内の喫煙所の撤去あるいは移設を求めます。アスベスト対策同様、私たちの健康維持・管理のために、早急なご検討ご対応の程、どうぞよろしくお願ひ致します。

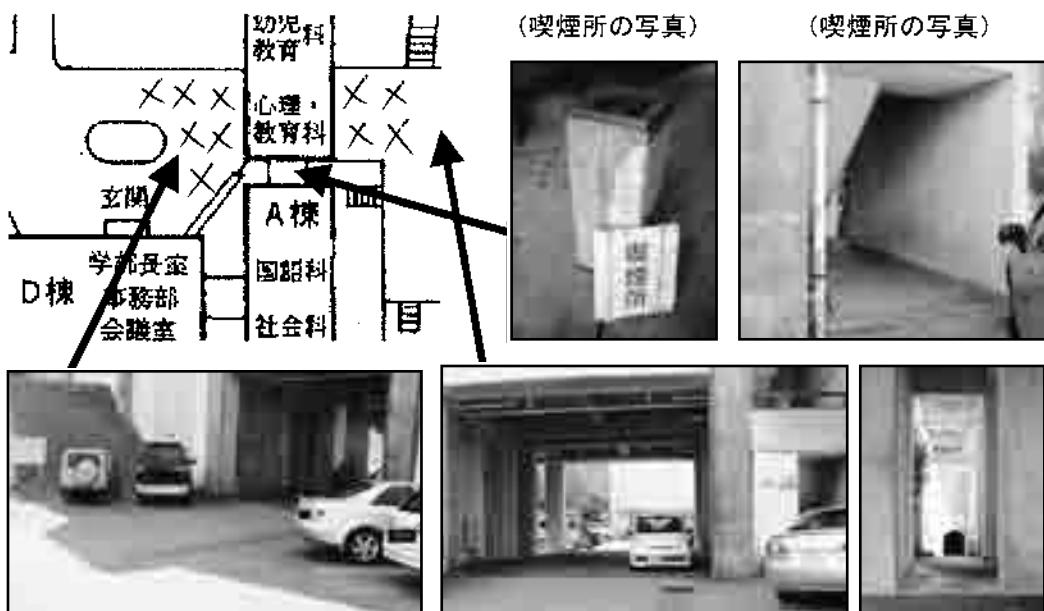
加えて提出資料には、この4月中の7日間における私たち学生が受動喫煙の被害にあった場所の写真とその場所の地図(×印をついている)を用意しています。非喫煙者である学生がどこで受動喫煙をしているのかお分かりになると思います。(複数名による官能調査の結果による)

最後になりましたが、平成17年度から静岡県内全ての公立学校は、敷地内全面禁煙になりました。これに倣い、●●大学教育学部もそろそろ実施してみてはどうでしょうか? 将来学校教員を目指す学生が多い中で、このようなことを実施することは悪いことではないはずです。また、喫煙所で喫煙する方々は「受動喫煙を防ぐために、喫煙は喫煙所でというルールをきちんと守る」良識ある方々です。その良識ある方々の行為の意義を崩壊させている現行の喫煙所は、その方々への背信行為でもあるとも思えます。受動喫煙の加害者を1人でも出さないためにも、敷地内全面禁煙にしてほしいというのが私たちの本心でもあります。それでは用件のみにて恐縮ですが、これにて失礼致します。

敬具

< 提出資料 >

~ 現行の喫煙所と官能検査による受動喫煙の発生エリア (地図上で×印) ~

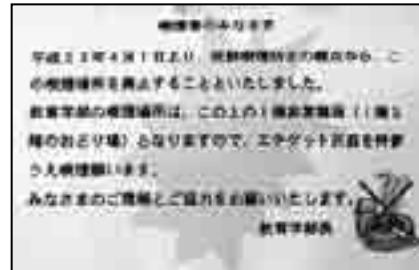


●受動喫煙の被害が発生しているエリアの写真(地図上で×印)。建物の出入り口の近く、また、人が移動する動線上に、タバコの煙が広がっている場所である。

4) 成果

要望書の提出は平成21年の4月であったが、この後の施設管理者(担当課)の対応は、「移設を検討する」という内容にとどまった。結局、その後2年間、現行の喫煙所はそのまま残ることとなり、今回の学習活動を行った学生の大学在学中の環境改善の実現は果たせな

かった。しかしながら、今回の学習活動によって学生が学んだことは多いと思われる。その一つは、いわゆる受動喫煙の事実があり公衆衛生上からもその危険性が明らかな場合であっても、その場の環境がすぐに改善されるとは限らないということである。危険性が明らかなものであっても、その環境をすぐに改善できないことは、喫煙問題に限ったことでなく、この世の中には多いものである。様々な利害関係が絡む社会のなかでは、科学的に正しいことを主張・証明しても、それだけでは環境改善の力を十分には持ちえないことがあることを、彼らは学ぶ機会を得た。同時に、知識や主張をどのように活用し、それを社会にどう認めてもらうかという戦略的方法論が必要であるということを学んだものと思われる。その方法論は「継続性」と「手法の転換」ということになるが、それに気付いた学生の何人かは、自分たちが卒業するまでの間、継続的にこの「喫煙場所」の問題点と改善要求を行っていった。その際、それまでの施設管理者だけに行っていた要求を止め、その対象を広げていった。様々な人が学校という社会を構成する中において、環境や健康・安全等に関する複数のキーパーソンにも自分たちの意見・要求を訴えていくという方法（手法の転換）を採用したのであった。つまり、自分たちの主張を理解してくれるキーパーソン（専門的知見を持つ教員）に働きかけ、その教員の数を増やし、集団化されたその教員らに、施設管理者への働きかけを願うという手法である。この手法・活動は功を奏し、結果、彼らが卒業した翌月ではあったが、この喫煙場所は受動喫煙の被害が発生しない場所へと移設されることになった。（右：周知文）



(喫煙所の廃止・移設を周知するポスター)

おわりに

本稿は高校学校保健体育科の科目「保健」の内容である『(1) 現代社会と健康』における「ア健康の考え方」；「(エ) 健康に関する環境づくり」についての授業の発展に寄与するため、「内容の取扱い」として期待されている「知識を活用する学習活動」に関する事例を示す中で、その取り組みの方法論や活動の価値を見出していった。学習活動の内容の事例は、高等学校とは違う大学生の取り組みではあったが、学生・生徒にとって身近な環境問題でもある「学校敷地内の喫煙問題」を「健康に関する環境づくり」の授業において「内容の知識を活用する学習活動」として取扱うことの意義を示すことが出来た。

学習指導要領にも示されている「健康的な社会環境づくりなどをを行うことが重要であることを理解」するためには、単にその理解を机上の理解だけにとどまらせるのではなく、目の前に存在する「人の健康に害を及ぼす環境」に対し、社会にアプローチしながら積極的にその改善を求めていく学習活動の展開こそ重要であろう。なぜなら、健康的な環境は、与えられるものではなく、自ら求めるものであり仲間とともに知恵を絞り汗を流して獲得していくものだからである。そして、そのことを学生・生徒は学ぶべきであるし、これから社会は、そのような活動から得られる社会性や活動推進のためのたくましさを備えた人材を求めていると著者は考える。

ヘルスプロモーションの考え方に基づく今回の一連の学習の試みが、「知識を活用する学習活動」として多くの学校の保健授業の中で扱われることを期待するものである。